

令和2年度 勤務条件等説明書

三重県教育委員会
亀山市教育委員会

1 任期

当該年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間の必要な期間

※ ただし、採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の満了前に、教育長が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において正式な任用となります。

2 再度の任用の有無

有（条件有）

非常勤の講師は、教育職員免許状を有することが求められることから、相当の免許状を有することが求められる職としての従前の勤務実績や面接等を踏まえ、再度の任用を行う場合があります。

3 再度の任用の判断基準

勤務実績、勤務態度、能力及び従事する業務の予算の状況等により判断します。

4 職務の内容

- ・ 教科の授業等
- ・ 新規採用者に対する指導及び助言

5 資格等

- ・ 校種・教科、職種に応じた有効な教育職員免許状を有する人
- ・ 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

6 勤務形態

週18時間以内の勤務（任用の目的により決定します。）

（※ 勤務校の授業時間割により、勤務する日数、曜日、時間帯が決定されます。）

- ・ 休日：勤務日以外の日。（原則、土日、祝日及び年末年始。ただし、勤務の割振りがあつた場合を除く。）
- ・ 所定勤務時間を超える勤務の有無：原則なし

7 勤務場所

三重県内の市町等立小学校、中学校、義務教育学校

8 報酬

報酬（地域手当に相当する報酬を含む。）	次の区分に応じて支給（昇給なし）。 ①小中学校等の教諭免許状を有する者 採用時における教育職員としての経験年数10年以上 時給 2,980円 採用時における教育職員としての経験年数10年未満 時給 2,910円 ②小中学校等の助教諭免許状を有する者 時給 2,710円
その他手当に相当する報酬	通勤手当、特殊勤務手当に相当する報酬を規定に基づき支給。
報酬締切日	毎月末
支給日	翌月21日（この日が休日の場合はその前日）
支払方法	口座振込

9 休暇

年次有給休暇 採用日から6月以上経過したものに対して、県の規定の定めるところにより付与します。

例：週5日以上の勤務日数の場合は、10日付与

なお、再度任用された場合は、年次有給休暇を繰り越すことができるものとします。

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	継続して勤務した期間						
		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上の各年6月
		年次有給休暇の付与日数						
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

その他有給休暇等 忌引休暇、結婚休暇、生理休暇、公民権の行使、災害等による出勤困難等の特別休暇

※ 「公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程」の定めるところにより付与します。

10 退職

- ・ 任用期間が満了又は死亡した場合は、別に発令されることなく退職となります。
- ・ 辞職の申出は、所定の様式により原則30日前に書面により行うものとします。

11 服務

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます（営利企業への従事等の制限を除く）。
- ・ なお、営利企業へ従事等する場合、事前に届出書を提出するものとします。

12 その他

- ・ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ・ 地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員として任用します。

問い合わせ先

三重県教育委員会事務局 市町教育支援・人事担当
 亀山市町教育委員会

TEL 059-224-2966

TEL 0595-84-5075